

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

別府市に市外から訪れる観光客等は、JR別府駅、北浜地区にある高速バス乗降場及び中心市街地外にある別府観光港を利用している。市内バス路線は、JR別府駅東西駅前広場のバス乗降場を起点に郊外へ向け放射状に設定されており、方面により10～20分間隔で運行されている。

しかし、自家用車利用の増加や、少子化による通学生の減少などから、近年路線バスなどの公共交通機関の利用者は減少傾向にある。

市内の道路のほとんどが坂道であり、市内全域で高齢化が進行していることからバス路線の維持・利便性の向上が不可欠であるが、一民間事業者によるバス経営に依存している実情から、中心市街地商業者・大規模店等との協調・連携により、買物客等にとって利用しやすい仕組みづくりを推進する必要がある。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に寄与する「公共交通の改善」として、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置づけるものである。

- 1) ルートやダイヤの再編成、環境整備により利便性を向上させる事業
- 2) 観光客も手軽に利用できるシステムを構築する事業

(3) フォローアップの考え方

毎年度末に事業進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。計画期間満了時点においても再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2]具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 中心市街地モビリティ事業</p> <p>-----</p> <p>【内容】 中心市街地バス停のベンチ設置、バスルートの再編検討、バスダイヤの調整の検討</p> <p>-----</p> <p>【位置】 中心市街地</p> <p>-----</p> <p>【面積】 61.35ha</p> <p>-----</p> <p>【実施時期】 H21年度～H23年度</p>	別府市・バス事業者	中心市街地の各バス停に街並みに合った統一感のあるベンチを設置する。郊外からまちなかへの移動手段としてのバス路線、バスダイヤの再編に向けた検討を行い、バス利用の利便性と快適性を図るもので、来街者の交通アクセス面での利便増進に寄与する事業である。		
<p>【事業名】 街なか循環バス運行事業</p> <p>-----</p> <p>【内容】 JR別府駅、大規模店舗、その他中心市街地内主要地点を巡回する乗り合いバスを運行</p> <p>-----</p> <p>【位置】 中心市街地</p> <p>-----</p> <p>【運行距離】 2.6km</p> <p>-----</p> <p>【実施時期】 H21年度～H24年度</p>	別府市・バス事業者	中心市街地内に分散する交通拠点、大型店及び観光施設間を容易に移動できる中心市街地内循環バス路線を設定。低料金で利用できるシステムを構築することにより、地域住民や観光客の交通アクセスの利便増進を図る事業である。		